

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月23日(月) 午後2時から午後3時
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

1番	伊藤 憲昭	
2番	井上 俊英	
3番	小澤 早由里	
4番	加藤 卓夫	欠
5番	作石 正太郎	
6番	高島 八十三	
7番	武田 晴光	
8番	長江 和春	
9番	中村 征実	欠
10番	藤井 義廣	
11番	矢野 洋三	
12番	横道 厚子	

農地利用最適化推進委員

1番	磯村 幸成
2番	江尻 雅之
3番	大澤 憲男
4番	加藤 晴次
5番	藤田 茂夫
6番	前田 晴美
7番	松原 清
8番	山田 泰司

(出席 18 欠席 2)

4 議事日程

第68号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第69号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第70号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第71号議案	農用地利用集積計画の変更について	5 件
報告第38号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1 件
報告第39号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	8 件
報告第40号	現況証明願出書について	6 件
報告第41号	農用地利用集積計画の権利の移転について	1 件
報告第42号	農地法第3条の規定による許可に伴う事業計画の変更について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会 1 2 月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の 4 番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員、9 番 中村 征実（なかむら まさみ）委員 より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

5 番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）委員、

6 番 高島 八十三（たかしま やそみ）委員を指名いたします。

（第 6 8 号議案）

議長

これより議事に入ります。「第 6 8 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目共に田の 1 0 筆で、面積は 1, 6 4 0 m²、
一体利用地を含めると 1, 9 2 8, 4 7 m²、目的は店舗の建築です。立地基準は、市街地介在農地のため、第 3 種農地に該当します。申請地の周辺は北と西が道路、南が水路、東が田です。

近隣農地への防除については、擁壁を設置するため問題ありません。排水は、雨水は申請地内に新設する側溝から最終桝に集水し、水路へ排水します。店舗からの排水は浄化槽で集め、雨水同様水路へ排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第 6 8 号議案につきましては以上です。

議長	事務局の説明は終わりました。第68号議案について、ご質疑はございませんか。
井上委員	以前、町内から意見を出していただいた中に、アスファルト舗装の上の雨水も含めて、農業用水に排水するということですが、現状でも雨が多くなったときにオーバーフローしているため、不安だという意見がありました。何か対策を考えないといけないのではないかと感じます。また、県道の下に土管があり、そこから本地の方にも流れていて、その土管もあまり小さくなく、こちらでも現状でもオーバーフローすることがあります。いまさら土管を大きくするということは不可能だとは思いますが、何か考えないといけないと思います。
事務局	以前井上委員からお電話で同様の内容を伺ってお答えはさせていただいていますが、業者も地元の農事組合長と協議の上、排水の対策・対応をしていると伺っています。また、今の話と直接関係はありませんが、本地の農事組合長とも協議を行い、浄化槽の容量を大きくするなど、対策をしています。加えて本案件は土地利用調整条例により、地元等との調整が必要とされる事業であり、地元周知や維持管理課等関係各課の確認や指導も行われておりますし、周辺農地等に被害を及ぼしたときは責任をもって対応するという一文も入っておりますので、現状可能な対応はさせていただいているという認識です。
高島委員	アスファルト舗装をすると、自然浸透しなくなるので、流れる雨水は増えると思います。何かあれば対応すると書いてあっても、実際ことが起こってからでは対応できないように感じますが、いかがですか。
事務局	先ほどのとおりですが、地元の農事組合長、加えて流れる先の本地の農事組合長の承諾を得ておりますし、維持管理課等の確認も済んでおりますので、手続き上問題ないと認識しています。

藤井委員	排水を川へ流せないのですか。このままではオーバーフローすると思います。排水を考え直すように申し入れしたほうが良いのではないのでしょうか。問題が起こった時に対応すると言っても、そのときに農業の繁忙期だと大変なことになると思います。業者と改めて打ち合わせをしたほうがよいのではないのでしょうか。雨量計算もしていないのではないのでしょうか。
事務局	都市計画課に確認したところ、雨量計算については、各種手続きにおいて必須のものではないため、現状提出はありません。ただし、申請地の一部が砂防地域に入っているので、愛知県から雨量計算を求める可能性はあるようです。また、川へ流すという意見ですが、かなり高額のコストがかかるというところで、費用対効果という面で現実的ではないと考えられます。加えて、川への排水施設を愛知県が認めるかどうか、というところも非常に難しいことです。繰り返しですが、今回の案件については、地元の農事組合長から承諾を得て、この事業の手続きが進められている、というところです。
松原委員	申請地の近くに、愛知県が最近作った用水が2本入っていて、川へ排水しようと思うと、その用水の管を壊さないといけません。さらに、川へ排水してしまうと、川の水の方の方が強いので、おそらく逆流してしまいます。私は今回の排水の流れる先の本地の農事組合長なので、業者とも話をしました。要望は伝えさせていただき、業者は迷惑をかけないようにしますと話をもらっています。現状オーバーフローしているということも私は把握していますが、現在愛知県が復興用水を全面改修するという話が進んでいます。愛知県・瀬戸市の維持管理課・地元の農事組合長と私で話し合いをしています。その復興用水の改修ができれば、オーバーフローの懸念はおそらく改善されるはずです。早くても3年はかかるようですが、私の把握している内容は以上です。
議長	一番心配なのが排水ということで、県に進達する際に意見を付させていた

だくという形でよろしいでしょうか。

事務局 現状の計画では、排水に不安があるとの意見が出されたことから、よりよい排水の方策について、関係機関と十分に調整を行ってほしい、という意見を付して県に進達したいと思います。

議長 では質疑を終結し、採決を行います。第68号議案を原案のとおり承認することに承認される方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数と認めます。よって、第68号議案は意見を付して原案のとおり承認することに決しました。

(第69号議案)

議長 続きまして「第69号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に田の6筆で、農地の面積は2,409㎡、目的は砂利等置場及び駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、南西が池、東が道路、北東が住宅、西が山林で、周辺に農地がないため近隣農地への支障はありません。

申請地を瀬戸市所有の水路敷きが横断していますが、占用や払下げの調整中です。また、池との間が谷になってしまうため、池の用地を一部承認工事で平らにする予定です。

排水は、調整池から北側の水路へ排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第 6 9 号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第 6 9 号議案について、ご質疑はございませんか。

井上委員

排水先のため池のたまっている水を、最終的にはどこかに流さないといけないと思いますが、今は素掘りのような側溝に流すしか現状方法がありません。今回の申請も、このため池に流すしかいないため、そのような排水計画になっていますが、今後どこが管理するのか、不明です。また、乗り入れについて、高低差がありますが、大丈夫でしょうか。またどこから乗り入れるかも図面から読み取れませんでした。どこから乗り入れるのでしょうか。

事務局

1 点目は事前にお電話させていただいたとおりですが、維持管理課に確認したところ、自治会からも要望を受けているとのことでしたので、維持管理課が対応すると思います。2 点目は、乗り入れは図面の小堤の切れている部分から行うと聞いています。高低差については埋め立てを行うため問題ないと聞いています。

議長

他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第 6 9 号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 6 9 号議案は原案のとおり承認するこ

とに決しました。

(第70号議案)

議長

続きまして「第70号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、今月は保留となりました。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

こちらの案件については、申請地に設定されていた利用権設定の解除に時間を要するため、保留となりました。来月以降に審議する場合は、この議案番号で審議をさせていただきます。以上です。

(第71号議案)

議長

続きまして、「第71号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人について、番号1は認定農業者です。番号2、3は同一の受人で、認定新規就農者です。番号4は、農業塾卒塾者で、本案件が2件目の利用権設定です。番号5は、愛知県の研修を受講しており、すでに同地区で利用権設定をされている方です。利用予定について、番号1は水稻、番号2、3は野菜等の畑、番号4は果樹と野菜等の畑、番号5は野菜等の畑です。以上より、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりです。

第71号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第71号議案について、ご質疑はございま

せんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第71号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第38・39号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については8件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第40号 現況証明願出書については6件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第41号 農用地利用集積計画の権利の移転については1件ありました。権利を受ける方は、すでに同地区で耕作をされている方で、特に問題ありません。

報告第42号 農地法第3条の規定による許可に伴う事業計画の変更については1件ありました。こちらは令和6年6月定例会において、許可された区分地上権について、軽微な変更があったもので、特に問題ありません。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会12月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。